



内務省特報



◎宮内省告示第三十二號

故邦憲王妃好子殿下本日午前六時三十分東京府東京市麴町區紀尾井町一番ノ一賀陽宮御假寓所ニ於テ薨去セラレ

昭和十六年十一月二十六日

宮内大臣 松平 恒雄

◎内務省告示第六百十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年十一月二十二日

内務大臣 東條 英機

路線名

區

間

工事終了ノ期日

二號 岡山縣淺口郡玉島町地内

昭和十六年十二月廿日

二號 自廣島縣安藝郡海田市町至同縣同郡府中町

五號 青森縣東津輕郡新城村地内

◎内務省告示第六百四十八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

内務省特報

昭和十六年十二月十二日

内務大臣 東條 英機

路線名

區

間

工事開始ノ期日

二號 山口縣岩國市大字室木地内

昭和十六年十二月廿日

◎内務省告示第六百五十四號

國道ノ路線ヲ認定シ大正九年十二月内務省告示第百二十五號中特三十四號ノ次ニ左ノ路線ヲ加フ

昭和十六年十二月十六日

内務大臣 東條 英機

特三十五號

沖繩縣那覇市ヨリ島尻郡佐敷村ニ達スル路線

◎十一月二十四日地方官會議に於ける首相兼内相訓示の要旨

時局極めて重大の秋、不肖圖らずも、大命を拜して重任に當ること相成り、責務の甚だ重大なるを痛感する次第である。本日、こゝに各位の會同を求めたのは、現下の非常時局に對處すべき政府の所信を披瀝し相携へて時艱の克服に邁進せんがためである。帝國を繞る四境の情勢は既に御承知の通り頗る重大であつて、帝國は今や正に悠久二千六百餘年の歴史の上において、かつて見

ざりし國運隆替の歧路に立つて居るのである。是れ誠に、我國民に課せられたる一大試練であつて、全國民が相共に今日の苦を分ち、一丸となつてよくこの時艱を克服することを得ば、帝國の前途には洋々たる發展を期待し得べきことを確く信じて疑はないのである。生をこの非常時に享け、職をこの難局に奉ずる者は、その責任の重きを感じると共にまたその光榮の大なるを思ひ、無上の感激を覺えざるを得ないのである。

● 強力一元的な行政の遂行

政府はこの重大時局に處し、いよく國運の隆昌を期せんがために、全力を盡して内外諸般の施策に遺漏なきを期し、不退轉の決意をもつて、確固不動の國是に基き、萬難を排して難局の突破に邁進せんとするものである。時局下重要な方策に關しては、政府は着々その實現を圖り、殊に緊迫せる現下の事態に對處すべき緊急なる施設に對しては、過般臨時議會の協賛を経た次第であるが、政府の施策に即應し、民心の把握指導、國民生活の安定、國土防衛の強化、その他各般の時務に關し、國家總力の發揮上、地方長官の擔當する職責は愈々重大である。特に次に申述べる事項に付ては十分に留意せられたいのである。難局突破、時艱克服の要諦は益々國民精神の緊張と國民志氣の昂揚とを圖り、國民をして國體の本義に徹し、愈々敬神の念を強め、聖戰必勝の信念を以て、身を挺して興亞の礎石たらんとする殉國の精神と百難不撓の氣魄

とを示さしむると共に、舉國一體、軍官民相携へて微動だもなき鐵石の團結を固め、忠誠一貫以て國難突破の爲總進軍を爲すにありと信するのである。しかして地方官は實に官民團結の紐帶であり、各位は常に克く政府の意を體し、これを國民に懇示して、疑義の存するところはこれを解明し、もつて國策の滲透徹底と、民心の指導とに遺憾なきを期すると共に、具に民情を察し、民意に聽き進んで政府の施策に建言協力し、よつて以て政府と國民との心からなる理解と戮協とにより舉國一體の基礎を愈々鞏固ならしめるに意を致さんことを望むものである。

時局の推移と共に、政府の企畫する所は刻々進展して止まず。しかも各般の新しき行政事務は地方長官の所管に入るもの多く、地方長官はこれが實施の衝に當つてをるのであつて、政府各般の施策が克くその實效を收め、成果を擧ぐることを得るや否やは、懸つて地方長官の措置と努力との如何に存するのである。諸君は國家の大局に着眼し、時務を洞見して過誤なきを期すると同時に一民心の歸嚮に留意し國民生活の實情を査察し、以て各種行政の調和と統一とを圖り、強力にして一元的な行政の遂行と其の實績の確保とに力を致されたい。

● 政治の要諦は國民の信頼

行政の處理に當つて敏速果斷、機を失することなきを要するは申すまでもなきことであるが、特に現時局下においてはこゝに在

層意を用ひ、政府の施策が速かに國內津々浦々に透徹し、國民生活に觸るゝ各般の施策が、機宜に適して、その成果を擧げ得るやう萬全の注意を拂はれんことを望む次第である。政治の要諦は國民の信頼を得ることにあるのである。しかしてこれがためにはまづ政府自ら國民を信ずるの要があり、諸君は常に國民の勞苦を察しこれと接觸するに當つては、必ず誠意と懇切とを盡し、溫情もつて事を處せられたいのである。惟ふに國民は事變以來幾多の辛苦を重ねてをり、しかも今後尙一段の忍苦と精進とを求めざるべからざるの秋、行政の第一線に立つ者は深くこの點に思を致し、執務の實際に當られんことを希望する次第である。

現下の時局において、官紀の嚴正を期すべきはいふまでもなきことであり、殊に地方長官は、多數地方民を統率指導すべき任にあるのであつて、その舉措進退、一舉手一投足は直に地方民に反映してその風をなすを常とするのである。諸君は部下を率ゐて率先官紀の肅清を保つと共に部下に對する骨肉の至情を以てし、部内の融合、相倚り相助けて相共に臣道實踐の實を示すに至らんことを切望する。さらにこの際申し述べて置きたいことは、國を擧げて難局に當るべき今日においては、官民共に一地方一局部の利害のみ考へることの許されないことはいふまでもない所で、地方長官たる者が管下の民生を安んじ地方生活の確保安定に意を用ふることは當然のことであるが、時局の重大性に鑑み、國民を率

ゐて國家の大局に寄與せしめ奉公に遺憾なきを期せられたいのである。

帝國は今や誠に曠古の重大難局に當面してをるが、この重大難局も擧國一體鐵石の意志を以てこれに當るならば必ず突破し得ることを私は確信する者である。この信念に基き、私は率先不退轉の決意を以て日夜國務の處理に當つてをるのである。諸君もまた是非私と一體となつて難局打開に邁進せられたい。

こゝに時局下における諸君の日夜の勞苦を謝すると共に、今後更に一段の努力を望んでやまぬ次第である。

◎大詔を拜して東條首相の謹話

只今宣戰の御詔勅が煥發せられました。精銳なる帝國陸海軍は今や決死の戰を行ひつゝあります。東亞全局の平和は、之を熱願する帝國の凡ゆる努力にも拘らず、遂に決裂の已むなきに至つたのであります。

過般來、政府はあらゆる手段を盡し對米國交調整の成立に努力して參りましたが、彼は從來の主張を一步も譲らざるのみならず、却つて英、蘭、支と聯合して支那より我が陸海軍の無條件全面撤兵、南京政府の否認、日獨伊三國條約の破棄を要求し帝國の一方的讓歩を強要して參りました。之に對し帝國は飽く迄平和的妥結の努力を續けましたが、米國は何等反省の色を示さず今日に至りました。若し帝國にして彼等の強要に屈從せんか、帝國の權威を

失墜し支那事變の完遂を期し得ざるのみならず、遂には帝國の存立をも危殆に陥らしむる結果となるのであります。

事茲に至りましては、帝國は現下の危局を打開し、自存自衛を全うするため斷乎として立ち上るの已むなきに至つたのであります。今宣戰の大詔を拜しまして恐懼感激に堪へず、私不肖なりと雖も一身を捧げて決死報國唯々、宸襟を安んじ奉らんと念願のみであります。國民諸君もまた己が身を顧みず、醜の御楯たるの光榮を同じくせらるるものと信ずるものであります。

凡そ勝利の要訣は「必勝の信念」を堅持することでありませぬ。建國二千六百年、われ等は未だかつて戦ひに敗れたるを知りませぬ、この史績の回顧こそ、如何なる強敵をも破砕するの確信を生ずるものであります。我等は光輝ある祖國の歴史を斷じて汚さざると共に、更に榮ある帝國の明日を建設せむことを固く誓ふものであります。顧みれば我等は今日まで隱忍と自重との最大限を重ねたのであります。斷じて安きを求めたものでなく、又敵の強大を惧れたものでもありません。只管、世界平和の維持と人類の慘禍の防止とを顧念したるに外なりません。然も、敵の挑戦を受け祖國の生存と權威とが危きに及びましては、蹶然起たざるを得ないのであります。

當面の敵は物資の豊富を誇り之に依て世界の制覇を目指して居るのであります。此の敵を粉砕し、東亞不動の新秩序を建設せむ

が爲には當然長期戦たることを豫想せねばなりません。之と同時に絶大の建設的努力を要すること言を要しませぬ、斯くてわれ等はあくまで最後の勝利が祖國日本にあることを確信し如何なる困難も障礙も克服して進まなければなりません。これこそ昭和の臣民われ等に課せられたる天與の試煉であり、この試煉を突破して後にこそ大東亜建設者としての榮譽を後世に擔ふことが出来るものであります。

この秋に當り滿洲國及中華民國との一億一心の關係いよ／＼敦く獨、伊兩國との盟約益々堅きを加へつゝあるを、欣快とするものであります。帝國の隆替、東亞の興廢、正にこの一戦に在り、一億國民が一切を擧げて國に報ひ國に殉ずる時は今であります。八紘を宇となす皇謨の下にこの盡忠報國の大精神ある限り、英米と雖も何等惧るるに足らないのであります。勝利は常に御稜威の下にありと確信致すものであります。私は茲に、謹んで微衷を披瀝し國民と共に大業翼賛の丹心を誓ふ次第であります。

◎東條兼壽内相の訓示

十二月八日午後三時半内務省第一會室講室に全廳員を集め大要左の如き訓示を行つた。

この戦には必ず長期戦たることを覺悟せねばならぬ。しかしてその長期戦の勝利は一に國家總力の發揮の如何にかゝつてゐるのである。今や行政各機關はその機能を最大限に發揮せねばならぬ

秋である。内務省としては治安の維持、國土の防衛、國民指導その他幾多の重責が諸君の双肩にかゝつて來たのである。この際一層地方廳との連繫を緊密にし中央、地方一體となつて國民をしてその總力の發揮に遺憾なからしむべきである。盡忠報國の誠をいたすべきは今である。諸君は心を一にして力を合せすべての私をすて、奉公に邁進せられたい。

◎言論等取締法實施に付東條内相談

言論、出版、集會結社等臨時取締法は舊臘廿日公布、即日實施したが内務省は十二月廿一日全國特高課長會議を開き、本施行に關する方針を指示するところがあつた。なほ同法の立法の趣旨精神につき世上の誤解なからしめるため次の如き東條内相談話を發表した。

東條内相談、本法は戰時下にあつて人心を動搖せしめて、社會不安を誘發し。或は殊更に國策に反對し國論の不統一を招來する等戰爭遂行上に障害を及ぼすが如きものに對しては最も峻嚴なる取締を加へんとするものである。しかしながら純良なる政治思想の國民運動や言論、文書等の活動は寧ろ戰時下にあつては大にこれを助長し活潑旺盛なる國民士氣の昂揚を圖らんとするものである。

浪 紫

占領の島に國旗や初日影
破碎艦に渦なく波や初日影
敵機飛び立つべくもなし初霞
爆音の遠ざかり行く初霞
元日の海靜かなり濱に出る
突の聲勇ましき初日哉
敵艦悉く沈みて島の初日哉